

## 第 8 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成23年8月22日（月）午後2時00分

場 所 津市美杉総合開発センター 1階 会議室

出席部会委員	25	26	27	28	31	33	35	36	37	38	40	42	48
	大井	笠井	克己	鈴木	田口	田中	守山	森田	赤堀	中川	向田	片岡	渡邊
	29	30	31	33	35	36	37	38	39	40	42	48	48
	堀川	諸戸	田中	守山	池田	森田	赤堀	中川	萩野	向田	片岡	渡邊	晃一

以上16名

欠 席 委 員 32長谷川 博

出席部会員外委員 会長 野田 悟・34 浅井 競

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事 務 局 職 員 飯田事務局長・草深次長・中西主査

総 合 支 所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：木下担当副主幹  
美杉：松永主査

議 事 録 署 名 者 29番 堀川 忠重・40番 向田 忠美

事 項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）
- 報告第5号 時効取得による所有権の移転について
  
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の一部取消について  
(農業委員会許可・賃貸借権)
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・所有権移転)
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・賃貸借権)
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・使用貸借)
- 議案第7号 非農地証明願について
- 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

## 議 事 の 大 要

- 議 長 第8回第2農地部会を開会させていただきます。
- 本日の議事録署名委員、29番 <sup>ほりかわ</sup>堀川 委員・40番 <sup>むかいだ</sup>向田 委員、ご二人、よろしくお願いいたします。
- 本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
- では、始めに、会長の専決の報告事項に入ります。報告第1号から第5号につきましては、事務局から一括して報告いたします。
- 事 務 局 はい、議案書の1ページをお願いいたします。
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。
- 番号1、地区 川口 借り人 \_\_\_\_\_ 貸し人 \_\_\_\_\_ 申請地 白山町川口上野前 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積 3, 107㎡。
- これにつきましては、農用地利用権設定を貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約をいたしたものであります。ほかの2番から4番についても、同じく利用権設定を同意解約したものであります。
- 以上、件数は4件で、合計面積12, 026㎡、その内容は田であります。
- 2ページをお願いいたします。
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。
- 番号1、地区 久居、届出者 \_\_\_\_\_ 届出地 戸木町西羽野 \_\_\_\_\_番、台帳地目 宅地・現況地目 畑、面積 1, 903. 26㎡、外1件で、合計2, 223. 26㎡。取得年月日 平成23年2月21日、取得事由 \_\_\_\_\_から相続。あっせん等の希望はございません。
- 番号2、地区 栗葉、届出者 \_\_\_\_\_、届出地 稲葉町中山 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 247㎡、外13件で、合計 7, 521. 33㎡。取得年月日 平成22年12月1日、取得事由 \_\_\_\_\_から相続。あっせん等の希望はございません。
- 番号3、地区 川合、届出者 \_\_\_\_\_、届出地 一志町八太中野 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 556㎡。取得年月日 平成22年12月14日、取得事由 \_\_\_\_\_から相続。あっせん等の希望はございません。
- 番号4、地区 大三 届出者 \_\_\_\_\_、届出地 白山町三ヶ野小豆谷口 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 277㎡、外13筆、合計面積 4, 679㎡。取得年月日 平成23年2月5日、取得事由 \_\_\_\_\_から相続。あっせん等の希望はございません。
- 以上、件数は4件で、合計面積18, 979. 59㎡、内容は、田が12, 853. 33㎡、畑 3, 903㎡、その他2, 223. 26㎡でございます。
- 4ページをお願いいたします。
- 4ページの報告第3号でございますが、申請があつてから死亡したために取り下げでございます。議案書抹消をお願いいたします。

次に5ページお願いいたします

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居北口町丸田 \_\_\_\_\_番\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 998㎡。

これにつきましては、受人 \_\_\_\_\_は、渡人 \_\_\_\_\_より当該土地を譲り受け、一戸建専用住宅を造成しようとするものでありまして、分譲区画は3区画でございます。

番号2、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居元町中藪 \_\_\_\_\_番\_\_、台帳地目 畑・現況地目 宅地、面積 201㎡。

これにつきましては、受人である渡人 \_\_\_\_\_の元夫が、他人に貸し、建物が建っておりましたが、昭和8年4月に建物を取り壊し、平成13年ごろより貸し駐車場としております。今回、当該土地と隣接の宅地を一体で受人である \_\_\_\_\_へ売却しようとするものであり、受人は、木造117.2㎡の居宅を建築しようとするものでございます。

番号3、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_と \_\_\_\_\_、申請地 久居野村町権田 \_\_\_\_\_番\_\_、台帳地目 田・現況地目 畑、面積 277㎡、外2筆で、合計面積 1,159㎡。

これにつきましては、受人 \_\_\_\_\_は、渡人 \_\_\_\_\_・ \_\_\_\_\_から当該土地を譲り受け、共同住宅を建築しようとするものであります。建築面積は、西棟が238.58㎡で3世帯分、東棟が245.1㎡で4世帯分であります。

番号4、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居野村町権田 \_\_\_\_\_番\_\_、台帳地目 畑・現況地目 雑種地、面積 353㎡。

これにつきましては、受人 \_\_\_\_\_は、渡人 \_\_\_\_\_から当該土地を譲り受け、共同住宅を建築しようとするものであります。延べ床面積は、238.68㎡で4世帯分であります。

以上、件数は4件で、合計面積2,711㎡、内容は田が769㎡、畑が1942㎡でございます。いずれの案件も農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

6ページをお願いいたします。

報告第5号 時効取得による所有権の移転についてでございます。

番号1、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 4,408㎡、申請地 久居明神町南狭間 \_\_\_\_\_番\_\_、地目 畑、面積 214㎡。取得年月日 昭和60年3月24日。

これにつきましては、申請地は、昭和60年3月24日に、 \_\_\_\_\_が取得しましたが、 \_\_\_\_\_が死亡したため、 \_\_\_\_\_の妻の弟である \_\_\_\_\_が占有し、継続して耕作を行ってきたものです。20年以上、所有の意思を持って平穩かつ公然に占有を継続しているため時効取得をしようとするものでございます。以上で、説明を終わります。

議 長

はい、ありがとうございました。

これ、事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局 はい、7ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 大三、受人 \_\_\_\_\_、面積 9,997㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 9,997㎡、申請地 白山町三ヶ野大井谷\_\_番\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 395㎡、外6筆、合計 2,803㎡。

これにつきましては、渡人 \_\_\_\_\_は、高齢化による労働力不足のため、甥である受人 \_\_\_\_\_に生前一括贈与をしようとするものであります。

以上、件数は1件で、2,803㎡、その内訳は、田が2,219㎡、畑 584㎡でございます。いずれの案件も農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。立ち会っていただきました地元委員のご意見を伺います。

森田委員 36番 <sup>もりた</sup>森田です。18日の午後から、その支所の職員2名と地元委員3名で現地確認を行いました。場所につきましては、近鉄の\_\_\_\_、165号線から久居に向かって約1km行ったところに、道路沿いに\_\_\_\_\_がございます。\_\_\_\_\_から東の方向に300ないし500mのところに、この申請地がありまして、事務局の説明のとおりでございますので、ご審議していただきますようによろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明がございました。皆さん方のご意見を伺います。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定いたしましたと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局

8ページをお願いいたします。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 栗葉、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 森町下新田\_\_\_\_\_番\_\_\_\_、台帳地目 田・現況地目 山林、面積 2, 5 1 3 m<sup>2</sup>。第2種農地でございます。

これにつきましては、申請者 \_\_\_\_\_の父が、昭和63年ごろまで田として利用しておりましたが、周囲が山林のため、雑木の影となり田として利用できず、収益も全くないので、山林にしようとするものであります。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。

番号2、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 稲葉町北出\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 3 9 3 m<sup>2</sup>のうち7 5 m<sup>2</sup>。第2種農地でございます。

これにつきましては、申請者 \_\_\_\_\_が、太陽光発電用パネルを設置しようとするものであります。設置は、自己資金530万円によるものであります。

以上、件数は2件で、合計面積1, 5 8 8 m<sup>2</sup>、その内訳は、田が1, 5 1 3 m<sup>2</sup>、畑が7 5 m<sup>2</sup>でございます。

以上で説明を終わります。

議長

はい、ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員の説明いただきます。

はい、お願いします。

鈴木委員

27番 <sup>すずき</sup>鈴木です。今月の15日に、地元委員と事務局2名で現地確認を行いました。1番の方の\_\_\_\_さんですけれども、事務局の説明どおりで、場所は、農免道路沿い、道路からちょっと100mから200mぐらい入ったところなですけれども、\_\_\_\_\_の場所より大体4、500m東ぐらいのところにあります。水利としては、山田池関係の水利で、不便ということで、植林をしたいということでございます。

次に、2番の\_\_\_\_さんの件ですけれども、県道の上稲葉羽野線で、自宅の裏の10mぐらいに畑がありまして、そこへ太陽光発電のパネルをして、県の助成もあるので、ここへ設置したいということです。

詳細については、事務局から説明があったとおりですので、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。

守山委員

33番 <sup>もりやま</sup>守山です。この2番の太陽光発電施設の用地ということで、これも耕作放棄地に対する太陽光発電ということを盛んに言うてます。それで、この場合に、農地として使われるのか、もしくはそれを農地転用して使わなあかんのかということについて、事務局、それも詳しく説明してくれる。

事務局	法整備のところが必要ということによって言っているように思いますので、今のところ農地法の縛りがありますので、こういう形で、転用という形だけでやっているのが現状でございます。
守山委員	今のところは、何も縛りがないということ。今現在。
守山委員	今、畑の上へ設置はできないのか。畑のまま。それとも、そういう農地転用しなければ設置できないのかということですか。
守山委員	これを買うとしたら、3条のほうで、そのままできないのかということ。そしたら、これは4条、自分の田やとか畑やとか、何もそういう転用せんでもそのままできないのかということですか。
守山委員	これが、ソフトバンクが言うところのように、耕作放棄地に、大々的にする場合の話であるために、仮に我々に、ちょっと、この75㎡、わずか30坪か40坪ぐらいのところ、いっぱいにしてよかなと思っているとそういうのを受けた場合、僕が今も言うように、コンクリートに基礎打ってするのか、もしくはどんなふうなものを置くのか、聞かれた場合にその返事をするのに、ある程度のことを言うといってもらったらわかるのにな。
事務局	農地法の転用ということで、農業会議等に聞くと、それはもう形質が変わるので、転用が必要。ビニールハウスみたいに、足とかにコンクリートを張って農業用に使うというのは、農地として認めるということもありますので、その太陽光パネルを農業施設としてその下に果物とか栽培すると、農地で出されると思うんですけども、太陽光パネルだけ下をコンクリートすると、もう畑に使用できないので、転用が必要になります。
守山委員	その太陽光発電ですが、人家の屋根に乗せて使うと思っていた。大々的に太陽光パネルだけするとは思わなかった。
赤堀委員	屋根の場合は、密着してます。けれども、かえって薄いものやったらしっかりした基礎が要る。風であおられる。吹き上げがある。 だから、屋根に設置するよりは、コストが安くなると思います
守山委員	はい、わかりました。はい、ありがとう。
議長	あと、皆さんよろしいですか。よろしいですか。
田中委員	ちょっとすみません。これは転用せなあかんということですね。
議長	そうですね。
議長	よろしいですか。よろしい。
部会委員	<一同 意見なし>

議 長	それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第2号を許可いたします。 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の一部取消について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題とします。 事務局、説明願います。
事 務 局	9ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の一部取消について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。 番号1、地区 川口、借り人 _____、貸し人 _____・_____。 恐れ入りますが、ここで議案の訂正をお願いいたします。_____と_____を抹消してください。 申請地 白山町川口笠張_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積426㎡。 これにつきましては、平成22年6月23日付 津市農委指令第津5許-42号で駐車場用地として賃貸借権の設定を許可しましたが、一部が所有権移転に変更されるため、許可の一部を取り消すものでございます。 以上、1件で462㎡、内容は畑でございます。
議 長	事務局の説明がありました。地元委員のご意見をお伺いします。
池田委員	35番 <sup>いけだ</sup> 池田です。18日の日に、地元委員3人と事務局の4人で確認しました。またこのあとの議案であります。この前に許可していただいた川口の案件です。よろしくお願ひし申し上げます。
議 長	ありがとうございます。 地元委員より説明がございましたが、皆さん方の御意見をお伺いします。いかがですか。よろしいですか。
田口委員	これ、平米は変われへんな。抹消される場所の。
事務局	変わりません。
議 長	よろしいですか、皆さん。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号を一部取り消しいたします。  
続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。この議案の中に、守山委員もりやまに関係する案件がございますので、そのときになりましたら、農業委員会法第24条により退室をお願いします。

事務局 10ページをお願いいたします。  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居井戸山町奥ノ谷\_\_\_\_番\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 621㎡。第2種農地でございます。

これにつきましては、受人 \_\_\_\_\_は、障害児福祉サービス事業を行っており、障害者が自立した生活ができるよう支援するため、渡人 \_\_\_\_\_から申請地を譲り受け、障害者のためのケアホームを建築しようとするものであります。

次、番号4、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町片野南浦\_\_番\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 499㎡、外1筆で、合計 1,695㎡。第2種農地でございます。

これにつきましては、受人 \_\_\_\_\_は、建設業を営んでおり、事業エリアの拡大のため、渡人 \_\_\_\_\_から申請地を譲り受け、\_\_\_\_の資材置き場として利用しようとするものであります。

番号5、地区 高岡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町日置霜田\_\_\_\_番\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,178㎡。第2種農地でございます。

これにつきましては、受人 \_\_\_\_\_は、渡人 \_\_\_\_\_から申請地を譲り受け、隣地に申請人の一般住宅を建設します。同時に、周辺の企業等に駐車場を賃貸させるため、申請地を賃貸用駐車場として造成しようとするものです。建築面積は、255.07㎡でございます。

番号6、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町日置霜田\_\_\_\_番\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 499㎡。第2種農地でございます。

これにつきましては、先ほど説明いたしました番号5と関連しておりますが、受人 \_\_\_\_\_は、現在3世代で居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭になったので、渡人 \_\_\_\_\_から申請地を譲り受け、一般住宅を建築しようというものであります。

番号7、地区 川口、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_・\_\_\_\_、申請地 白山町川口笠張\_\_\_\_番\_\_、台帳地目 畑・現況地目 雑種地、面積 426㎡。第2種農地でございます。

これにつきましては、平成22年6月、議題に係りました案件で、受人\_\_\_\_\_が申請地を借り受け、老人介護施設の駐車場に転用したのですが、今回、渡人\_\_\_\_\_と\_\_\_\_\_から申請地の所有権移転の話が進んだため、一部取消願が提出され、再度所有権移転で申請され、同時に介護施設の駐車場とするものです。

番号8、受人\_\_\_\_、渡人\_\_\_\_、申請地 白山町川口下ノンパク\_\_番\_\_、  
台帳地目 畑・現況地目 宅地、面積 323㎡。第2種農地でございます。

これにつきましては、受人\_\_\_\_は、このたび定年退職し、実家へ戻るこ  
とになり、兄の\_\_\_\_から当該土地の贈与を受け、定住しようと考えておりま  
すが、申請地には昭和46年ごろに両親が居宅と物置を建ててしまったもので  
あり、始末書の提出がありますので、追認するものでございます。

議 長 事務局より説明がありました。この6件につきまして、立ち会っていただ  
きました地元委員のご意見をお伺いします。1番お願いします。  
はい、お願いします。

田口委員 28番 <sup>たぐち</sup>田口です。先ほどの事務局の説明のとおりでございますけれども、  
この場所としては、\_\_\_\_の隣、\_\_\_\_の西へ200m。あそこはもうそうい  
う施設ばかりです。そういうことで、よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。  
4番、お願いします。

守山委員 33番 <sup>もりやま</sup>守山です。16日の日に本庁から事務局、そして会長、部会長の5  
名と、一志総合支所2名の職員、私、<sup>たなか</sup>田中委員で現地での調査を行い、説明を  
受けました。場所は、松阪市\_\_\_\_と津市一志町\_\_\_\_のちょうど境界のところ  
あり、東・北は道であり、南・西は畑であります。この隣接する畑は、この\_\_\_\_さ  
んの所有地であります。その一部、1,695㎡をこの\_\_\_\_が買う。そして  
資材置き場にするということでございます。よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。  
5番、お願いします。

田中委員 31番 <sup>たなか</sup>田中です。5番、6番と関連しておりますので、ご報告させていた  
だきます。

<sup>もりやま</sup>今、守山委員から話ありましたように、本部から会長を初め地元委員、それ  
から事務局のほうで現地の確認をさせていただきました。内容につきましては、  
事務局の説明どおりでございます。場所につきましては、一志の\_\_\_\_の北側  
というふうなことでございますので、ひとつよろしくお願いします。  
以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。  
7番、お願いします。

池田委員 35番 <sup>いけだ</sup>池田です。7、8と説明させていただきたいと思えます。  
7番につきましては、先ほどの取り消しのありましたところと同じところで、  
施設の方が買われるということになりまして、事務局の説明どおりでございま  
す。よろしくお願いします。

8番につきましては、\_\_\_\_から川口の方へ行きまして、\_\_\_\_を越えたと

ころで、\_\_\_地区がございまして、下の方に\_\_\_がございまして。特に問題はありません。事務局の説明どおりでございましてのでよろしくご審議お願いします。

議長 はい、ありがとうございます。  
まずは、6議案につき皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。この6議案につきましてお諮りいたします。ただいま審議をいただきました6議案について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、この6議案を許可いたします。  
では、守山委員退室をお願い致します。

守山委員 はい。ありがとうございます。

(守山委員、退室。)

議長 それでは、2、3について、事務局。

事務局 はい。それでは、10ページの番号2でございまして。  
地区 川合、受人 \_\_\_\_, 渡人 \_\_\_\_, 申請地 一志町八太芝ヶ鼻\_\_番、  
台帳地目・現況地目とも田、面積 1,019㎡。第2種農地でございまして。  
これにつきましては、受人 \_\_\_\_, 渡人 \_\_\_\_, より申請地を譲り受け、  
申請地の隣接地に建築する\_\_の事務所に訪問する組合員のため、また総会  
等の一同に集まるときに駐車場となるため、29台分を取得しようとするもの  
であります。  
番号3、受人 \_\_\_\_, 渡人 \_\_\_\_, 申請地 一志町八太芝ヶ鼻\_\_番、  
台帳地目・現況地目とも田、面積 1,055㎡。第2種農地でございまして。  
これにつきましては、先ほど説明いたしました番号2と関連いたしますが、  
受人 \_\_\_\_, 渡人 \_\_\_\_, より申請地を譲り受け、\_\_の事務所、鉄骨  
造平屋建て132.49㎡と駐車場41台分を造成しようとするものであります。  
以上、件数は2件でございまして。

議長 はい。ありがとうございました。事務局の説明がありました。この2案件  
について、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

田中委員 31番 <sup>たなか</sup>田中です。この場所につきましては、農協の\_\_\_\_、一志の\_\_\_\_の

近く、その隣といいますか、東側に、この\_\_\_\_さんと\_\_\_\_さんの農地がありまして、ここへ\_\_\_\_の事務所と駐車場を建てるというようなことでございますので、ひとつよろしくご審議をお願いします。また、本部の方から会長さんに来ていただいています。内容は、事務局の説明どおりでございますので、ひとつよろしくご審議をお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それでは、2議案についてお諮りいたします。ただいま審議をいただきました2議案について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、すべて、8議案、議案第4号を許可いたします。ありがとうございます。

(守山委員、入室)

それでは続けさせていただきます。

続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・賃貸借権)を議題とします。

事務局、説明願います。

事 務 局 11ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・賃貸借)でございます。

番号1、地区 栗葉、借り人\_\_\_\_、貸し人\_\_\_\_、申請地 久居一色町鴻野\_\_\_\_番\_\_、台帳地目 田・現況地目 雑種地、面積 783㎡。第2種農地でございます。

これにつきましては、貸し人の\_\_\_\_の義父は、昭和40年代に建設業をしておりましたことから、所有していた農地に建設資材を置くようになり、義父の死亡後、事業を引き継いだ夫が事業拡大のため昭和55年ごろ埋め立てて造成したものです。夫の死亡により相続した申請地を、現状の資材置き場として借り人\_\_\_\_へ賃貸するものであります。始末書の提出がありますので、追認するものでございます。

以上、件数は1件で783㎡、その内容は田でございます。当案件も、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可の要件すべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございます。

現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。  
はい、お願いします。

鈴木委員 27番 <sup>すずき</sup>鈴木です。この場所ですけれども、15日の日に現地確認を、地元委員と事務局で行いました。場所は、県道のほうに橋があるわけですが、ここから西へ約1kmで、ちょうどここ\_\_\_\_、\_\_\_\_1丁目、2丁目の境ぐらいの真東になるわけです。その周辺も、ぼちぼちと開発されて特に問題はないかと思しますので、よろしくご審議をお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。  
ただいま地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。

部会委員 <一同 意見なし>  
議長 よろしいですか。  
それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第5号について許可したいと思います。これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号を許可いたします。  
続きまして、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題とします。  
事務局、説明願います。

事務局 12ページをお願いいたします。  
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 久居、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 久居明神町大沢池田\_\_\_\_番\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 124㎡、外1筆で、合計 444㎡。第2種農地でございます。

これにつきましては、借り人 \_\_\_\_\_は、家族がふえ、住宅が手狭になってきたため、祖母である貸し人 \_\_\_\_\_の所有する申請地を借り、住宅を建設しようとするものであります。建築面積は148.03㎡でございます。

番号2、地区 川合、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_・\_\_\_\_、申請地 一志町小山西之垣内\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 495㎡。第2種農地でございます。

これにつきましては、借り人 \_\_\_\_\_は、貸し人 \_\_\_\_\_・\_\_\_\_の孫であり、祖父母が所有する申請地を借り、居宅を建築しようとするものであります。建築面積は、車庫を含め119.09㎡でございます。

番号3、地区 八ッ山、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町八対野田中前\_\_\_\_番\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 493㎡。第2種農地でございます。

これにつきましては、借り人 \_\_\_\_\_は、現在同居している両親の居宅が手狭であり、新たに住まいを構えたいため、貸し人 \_\_\_\_\_より申請地を借り入れ、居宅を新築しようとするものであります。建築面積は122㎡でございます。

す。

番号4、地区 竹原、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町竹原東垣内\_\_\_\_\_番、台帳地目 畑・現況地目 雑種地、面積 1,601㎡。第2種農地でございます。

これにつきましては、借り人 \_\_\_\_\_は、昭和40年にもう父の代から土木建設業を営んでおり、平成元年に会社を設立し、年々業務を拡大しており、既存の資材置き場で対応できなくなったので、資材及び車両の盗難を防止するため、見通しがよく自宅と事務所に近い申請地に資材・車両置き場を新築したものであります。始末書の提出がありますので、追認するものでございます。

以上、件数は4件で3,033㎡、その内容は田が937㎡、畑が2,096㎡でございます。いずれの案件も、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

はい、ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番、お願いします。

大井委員

25番 <sup>おおい</sup>大井です。この15日の日に、地元委員と事務局の方と現地確認をまいりました。場所は、大まかに\_\_\_\_\_北側の道路があつて、そのちょうどさらに北側の市道にあります。内容については、事務局説明のとおりであり、特に問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。

2番、お願いします。

守山委員

33番 <sup>もりやま</sup>守山です。2番の件です。先ほど事務局の説明のとおり、津市一志町\_\_\_\_\_自治会でございます。16日の日に職員2名と2名の地区委員で申請人の説明を受けました。西側と南側には道路があり、その西側の道路の下に上下水道が埋設されているということでもあります。今も言うように、事務局の説明どおりであります。よろしくお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。

3番、お願いします。

池田委員

35番 <sup>いけだ</sup>池田です。18日の日に地元委員3名と支所の担当2名で立ち会いをいたしました。場所的には、\_\_\_\_\_から北のほうへ約200mですけれども、その道路わきにございまして、事務局から説明のあつたとおり、道沿いにその人の田んぼがありまして、その田んぼの一部を転用する。西側につきましても宅地になりますし、問題はない。排水につきましても、排水路もあるということですので、よろしくご審議お願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。

4番、お願いします。

萩野委員 39番 <sup>はぎの</sup>萩野でございます。15日、8月15日に会長、部会長さんと事務局の方来ていただきまして、立ち会いさせていただきました。事務局説明のとおりでございますので、よろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。  
地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>  
議長 よろしいですか。  
それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第6号について許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号、許可いたします。  
引き続きまして、議案第7号 非農地証明願についてを議題とします。  
事務局、説明願います。

事務局 13ページをお願いいたします。  
議案第7号 非農地証明願についてでございます。  
番号1、地区 大三、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 白山町三ヶ野大井谷\_\_\_\_番、  
台帳地目 畑・現況地目 宅地、面積 94㎡、外2筆で、合計 858㎡。  
これにつきましては、願出者の祖父と父は、これまで住んでいた土地を弟に譲り渡し、申請地に昭和元年ごろに本宅を建築し、その後、離れを移転し、昭和35年と昭和41年に物置を新築したものでございます。登記簿謄本、課税証明書が添付されており、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、建物もしくは工作物の建造がなされており、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。  
以上、件数は1件で、858㎡、その内容は畑でございます。  
以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。  
事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

森田委員 36番 <sup>もりた</sup>森田です。8月18日午後に、事務局1名、地元委員3名で現地の確認をさせていただきました。場所につきましては、先ほどもお話させていただきましたように、近鉄\_\_\_\_\_から165号線、久居に向かって1km行ったところに\_\_\_\_\_がございます。この\_\_\_\_\_から300mぐらい行ったところでございます。内容については事務局の説明どおりでございます。特に問題ございませんので、ご審議していただきますようよろしくをお願いいたします。  
以上でございます。

議 長	はい、ありがとうございます。 地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見お伺いします。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	よろしいですか。 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第7号について証明したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第7号を証明いたします。 続きまして、別冊としてお配りいたしました議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。 事務局の説明願います。
事 務 局	議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。別冊の表紙を1枚めくっていただきたいと思ひます。 久居地区は、新規 3件、再設定 2件、合計 5件でございます。面積は、田が14,311㎡、畑 4,824㎡、合計面積 18,135㎡でございます。 一志地区は、新規 2件、再設定 2件、合計 4件でございます。面積は、田 5,563㎡でございます。 白山地区は、再設定 1件、所有権移転 1件、合計 2件でございます。面積は、田で8,439㎡でございます。 美杉地区は、今回は該当ございません。 合計件数 11件、内訳としまして新規 5件、再設定 5件、所有権移転 2件であります。合計面積、田が32,313㎡、畑 824㎡、総合計面積 34,137㎡でございます。このうち認定農業者集積状況でございますが、3件で、面積は15,878㎡でございます。 以上で説明を終わります。
議 長	はい、ありがとうございます。 事務局から説明が終わりましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	よろしいですか。それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第8号についてご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第8号について適正であると認め、市長に進達することにいたします。 以上で、本会に付議されました議案は、審議は全部終了いたしました。あり

がとうございます。

これもちまして、第8回 第2農地部会を閉会します。

午後 3時57分

上記は、第8回第2農地部会の議事を録したものである。

平成23年8月22日

議 長

出席委員

出席委員